

令和2年7月14日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）
に関するQ&A

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（問1～問6）
- (2) 都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業（問7）
- (3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業（問8～問9）
- (4) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業（問10～問27）
- (5) その他（問28）

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

	質問	回答
1	事業の対象となる期間はいつからですか。	4月1日以降です。
2	多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はありますか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているので、それぞれ使用用途により判断いただくことになります。
3	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。	倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
4	感染対策徹底支援事業について、実施要綱3（1）③の「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。	補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。
5	多機能型簡易居室について、現在すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能でしょうか。	既存施設を改修する事業については、一次補正における社会福祉施設整備費補助金（障害者支援施設等の多床室の個室化）の対象となる事業であり、本交付金による事業の対象とはしていません。
6	交付額の上限については、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は実施要綱別表の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。	複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。

(2) 都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業

	質問	回答
7	衛生用品の備蓄等支援について、都道府県が購入した衛生用品はいつ施設・事業所に配布されますか。	都道府県の判断となります。

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

	質問	回答
8	実施要綱3（3）①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とありますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。
9	障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。」とありますが、通所サービスの場合、1回も通所していないということでしょうか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているとなるのでしょうか。	休止とは、報酬算定の有無に関わらず通所していないことを指します。

（４）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問内容	回答
10	「利用者と接する」はどこまで含まれますか。また、その対応が１０日未満であっても事業所での勤務日が１０日以上あれば対象となりますか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくことになります。 また、利用者と接触する日が１日でもあれば対象となります。
11	「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日をまたぐ夜間勤務は２日間とカウントするということでよいでしょうか。 例）４月10日17時から４月11日９時までの夜勤	お見込みのとおりです。
12	対象職員について、支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断しますか。7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となりますか。	対象者と支給額は、6月30日時点の状況により整理します。
13	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象となりますか。	対象となります。 利用者と接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、その具体的な範囲については事業所において個別にご判断いただくことになります。
14	慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。	居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
15	実施要綱（４）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのでしょうか。	含まれます。
16	慰労金について、ボランティアも対象となりますか。	対象となりません。
17	地域生活支援事業は、「自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となっていますが、要請せずとも事業の継続が予定されていたため特段要請を出さなかった場合などは、業務を継続していた実態を踏まえ判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

18	地域生活支援事業について、どの事業が対象となりますか。	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は、障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。 (市町村事業) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 (都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
19	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の「通訳・介助員」は受託事業者からの派遣依頼を受けて、1時間当たりの報酬により派遣されていますが、そのような者も対象となりますか。	お見込みのとおりです。
20	慰労金の対象事業所について、国や地方公共団体（独立行政法人国立病院機構を含む。）が運営するものも補助対象に含まれているとの理解でよいでしょうか。また、地域生活支援事業においても同様の理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の対象者としての条件の考え方については、「10日間以上勤務」とありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の場合は、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。
22	慰労金について、6月22日以降に勤務を開始した職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいでしょうか。	可能です。ただし、利用者と接していることが必要です。
24	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるのでしょうか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
25	離職者の場合、元の勤務先からの就労証明が必要ですか。	元勤務先から就労証明を提出いただく必要があります。
26	業務委託受託者への慰労金の支給はどのような流れで行われますか。	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。
27	「申請から交付までの事務の流れと実施者（案）」によると、地域生活支援事業については、都道府県事業と市町村事業を含めて全てを、申請から支払いについて事業者と都道府県間の手続とされていますが、市町村事業について、事業者の申請に対する審査はどのようになりますか。	市町村の協力を得つつ、都道府県に加重な負担がかからない方法を検討したいと考えております。

(5) その他

	質問内容	回答
28	一次補正における障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業と二次補正における障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業の関係及び違いはありますか。	目的が異なるものであり、一次補正は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象としています。各補助金・交付金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した事業を選択してください。